

こ成母第 102 号  
令和 5 年 6 月 12 日

こども家庭科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について

こども家庭庁成育局母子保健課長決定

こども家庭科学研究の円滑な実施に当たっては、研究対象者等の尊厳や人権等を守るために、各府省が定める研究倫理に関する指針等の遵守を求めているところである。

また、研究の公正性、信頼性の確保の観点から、「こども家庭科学研究における利益相反 (Conflict of Interest : COI) の管理に関する指針」(令和 5 年 6 月 12 日こ成母第 101 号こども家庭庁成育局母子保健課長決定)に基づき、こども家庭科学研究に関わる研究者の利益相反について、その透明性を確保して適切に管理するよう求めているところである。

これら各種の倫理規程の遵守及び利益相反の適切な管理については、より一層、適切かつ確実に行われることが求められているところである。については、こども家庭科学研究費補助金及びこども家庭行政推進調査事業費補助金においては、研究代表者及び研究分担者は、当該補助金を用いた研究における倫理審査及び利益相反の管理の状況について、下記のとおり当該研究に関する実績報告書の提出時に、こども家庭庁に報告されたい。

## 記

- 1 本報告は、当該年度の研究に関する倫理審査及び利益相反の管理の状況について報告するものであり、当該研究における研究代表者及び研究分担者の全員を対象とする。  
なお、研究協力者は報告の対象としないこととする。
- 2 報告に当たっては、別紙に定める様式を使用し、報告の対象となる研究者ごとに、当該研究者が所属する機関の長が作成する。
- 3 報告の提出については、研究代表者が研究分担者に係る報告をとりまとめ、当該研究に関する実績報告書をこども家庭庁に提出する際に、全研究者分に係る報告を併せて提出すること。